質問主意書提出

三月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七二号）

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七三号）

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七四号）

混合診療の解禁に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七五号）

答弁書受領

三月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出学校における動物の飼育に関する質問に対する答弁書（第五九号）

参議院議員石垣のりこ提出しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問に対する答弁書（第六〇号）

参議院議員浜田聡提出子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問に対する答弁書（第六一号）

参議院議員浜田聡提出政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問に対する答弁書（第六二号）

参議院議員浜田聡提出令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問に対する答弁書（第六三号）

参議院議員浜田聡提出いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問に対する答弁書（第六四号）

参議院議員浜田聡提出公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問に対する答弁書（第六五号）

参議院議員浜田聡提出情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問に対する答弁書（第六六号）

報告書受領

三月二十八日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和六年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

辞令

（警務部警備第三課長）参議院
参事　　佐藤　宏

警務部警備第二課長を命ずる
参議院参事
記録部速記第一課長を命ずる
有薗万里子

（警務部警務課警務主幹）参議
院参事　　丸　健治

警務部警備第三課長を命ずる
参議院参事　　植田　武史

警務部警務課警務主幹を命ずる（以上四月一日）

人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する
判事　　高須　順一

高等裁判所長官に任命する
小林　宏司

田中　淳子
（中野　淳子）

検査官に任命する（以上三月二十七日）

内閣法制局

（内閣法制次長）
木村　陽一

令和八年三月三十一日まで勤務延長する（三月三十一日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課企画官）内閣府
技官　　谷村千栄子

農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房政策課調査官）農林水産技官　　天野　絵里

内閣府技官（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課企画官）に転任させる
総務企画部総務課に併任する（以上四月一日）

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する
廣　尚典

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（以上四月一日）
城山　英明

最高裁判所

高等裁判所長官
広島高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
福井　章代

部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所裁判所調査官に充てる
最高裁判所首席調査官を命ずる
宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮家庭裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事
山田　真紀

東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
佐藤　達文

宇都宮地方裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所長を命ずる
兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮家庭裁判所長を命ずる
宇都宮簡易裁判所判事に補する
宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
加本　牧子

東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
最高裁判所判事草野耕一付秘書官
山中　美和

最高裁判所判事高須順一付秘書官を命ずる（以上三月二十七日）

皇室事項

認証官任命式

三月二十七日午後七時十分、宮中において、最高裁判所判事高須順一、高等裁判所長官小林宏司及び検査官田中淳子の認証官任命式が行われた。

行幸

天皇陛下は、三月二十七日午前九時五十六分御出門、ブラジル大統領閣下を御訪問のため、帝国ホテル（千代田区）へ行幸、同十時三十五分還幸になった。

御答信

天皇陛下から一月二十六日インド大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十一日御答信があった。

天皇陛下から二月十八日クロアチア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十八日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

防衛省防災業務計画の改正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、防衛省防災業務計画を改正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和７年４月１日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省防災業務計画の改正について

一　改正の目的

統合作戦司令部の新設に伴い、防衛省防災業務計画の改正を行った。

二　改正年月日

令和７年３月24日

三　改正の要旨

統合作戦司令部の新設に伴い、統合作戦司令官による災害派遣対応などに関係する規定の整備を行ったほか所要の修正等を行った。